

平成25年3月

尾道市建設部契約管財課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

平成25年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。
重要な事項がありますので、必ず内容を確認し、不明な点は契約管財課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 入札回数の見直し
- 2 入札結果の公表方法の見直し
- 3 工事費内訳書等の提出
- 4 工事成績評定点の利活用
- 5 建設工事等の入札契約事務の集約

問い合わせ先

建設部 契約管財課 契約係

0848 - 25 - 7282

1 入札回数の見直し

入札事務の効率化と発注者・受注者双方の負担を軽減するため、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」といいます。）にかかる入札回数を、これまでの最大3回（再度入札2回）から、最大2回（再度入札1回）へと変更します。

これにともない、再度入札となった場合の入札締切予定時間は、指名競争・一般競争ともに、原則として同日の13時30分としますが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

変更前	
入札回数：	最大3回
再度入札時の入札締切予定時間；	
指名競争	2回目 13時30分
	3回目 16時
一般競争	2回目 11時
	3回目 15時

変更後	
入札回数：	最大2回
再度入札時の入札締切予定時間；	
指名競争・一般競争ともに	
2回目	13時30分

実施時期

平成25年4月1日以降に指名又は公告する工事等から適用します。

2 入札結果の公表方法の見直し

入札結果について、尾道市ホームページへは落札者決定後に、落札者情報（落札者名と落札金額）のみを掲載していましたが、契約を締結した後に、入札経緯（全入札者名と入札金額。再度入札を行った場合は当初入札と再度入札の両方）を掲載するものとします。

あわせて、契約管財課及び因島総合支所施設管理課においても入札経緯を書面でご覧いただくことができます。

実施時期

平成25年4月1日以降に指名又は公告する工事等から適用します。

3 工事費内訳書等の提出

再度入札を行っても落札者決定に至らなかった場合や、多数の応札者が制限価格により失格となった場合などに、必要に応じて、開札後一定期間内に、工事費内訳書又は入札金額の算出根拠とした積算資料の提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。

提出を求める入札者へは、その都度連絡いたします。

実施時期

平成25年4月1日以降に指名又は公告する工事等から適用します。

4 工事成績評定点の利活用

請負代金額250万円以上の工事を対象に工事成績評定を行い、その結果を受注者へ通知しています。

通知を受けた日から14日以内に、所定の手順により評定結果についての詳細説明を求めることができます。

なお、工事成績評定については、将来的な利活用に向けて、その評定点を蓄積しています。具体的な利活用方法については詳細が決まりましたら通知いたします。

5 建設工事等の入札契約事務の集約

平成25年4月より因島総合支所施設管理課で行っている工事等の指名競争入札にかかる入札契約事務を、契約管財課（市役所本庁4F）で行うこととします。

なお、因島・瀬戸田地域の指名業者の方の仕様書閲覧は、引き続き因島総合支所施設管理課において行います。

随意契約事務は、これまでどおり、因島総合支所及び瀬戸田支所で行います。